

別表第 17 号 技術基準・設計認証審査に係る標準手数料(第55条関係)

(1) 技術基準・設計認証審査に係る標準手数料(非課税)

(2025年1月1日)

端末機器の種類	手数料の額(円)		試験結果報告等書類(*1)の提出あり	
			新規	一部変更(*3)
	単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1 固定電話端末(アナログ電話用設備等)又は移動電話用設備(3G)に接続される端末機器 (*)5)(*)6)				
(1) 電話機	269,000	246,000	142,000	119,000
(2) 構内交換設備及びボタン電話装置				
① 収容回線数 1回線	400,000	383,000	84,000	67,000
② 収容回線数 2回線以上	485,000	463,000	102,000	80,000
(3) 変復調装置、ファクシミリその他の端末機器(*7)	269,000	245,000	155,000	131,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	109,000	85,000	67,000	43,000
3 固定電話端末(総合デジタル通信用設備等)に接続される端末機器	267,000	243,000	153,000	129,000
4 専用通信回線設備等に接続される端末機器(*8)				
インタフェースの種類 1(*9)	127,000	104,000	90,000	67,000
②インタフェースの種類 2以上(*6)	136,000	111,000	96,000	71,000
5 固定電話端末設備に接続される端末機器(IP 端末)(*10)	293,000	267,000	168,000	141,000
6 インターネットプロトコル移動電話移動電話用設備に接続される端末機器(*11)	324,000	294,000	184,000	155,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。

(*2) 試験の内容によっては、一部の試験を外部の試験機関に委託する場合があります。

(*3) 「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みをいう。

(*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みをいう。

(*5) 固定電話用設備に接続される端末機器(一部変更を除く。)についてアナログ電話端末等と移動電話端末の双方にまたがるときは、表に掲げる額に3万円加算する。

(*6) 移動電話用設備に接続される端末機器(一部変更を除く。)の移動電話端末で複数の方式(DS/MC-CDMA,PHS 等)にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算する。

(*7) 認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの(一部変更を除く。)については、表に掲げる額から5万円減額する。

(*8) 「インタフェースの種類」とは、固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(*9) 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインタフェースにまたがる場合は、一つ目のインタフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインタフェースは「4 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

(*10) 固定電話端末(IP 端末)の GP 認定に係る機器は、「5 固定電話端末」の料金とする。
本認定に係る内線構成品がある場合(一部変更を除く。)、表に掲げる額に3万円加算する。

(*11) インターネットプロトコル移動電話端末の HP 認定に係る機器は、「6 IP移動電話端末」の料金とする。また、IP移動電話端末と移動電話用端末との双方にまたがる端末(一部変更を除く。)は表に掲げる額から5万円減額する。

(*12) 次のいずれかに該当する端末機器(一部変更を除く。)については、表に掲げる額から3万円減額する。

① 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器

② 端末設備等第18条(発信の機能)又は第30条(送出電力)のみに係る機器

(*13) 既に認証を受けた端末機器について、当該認証を受けた者とは別の者が新たに認証を受けようとする場合は、試験結果報告等書類の提出ありの一部変更欄に掲げる額から3万円を減額する。

(*14) 既に認証を受けた端末機器については、名称変更の申込みをする場合は、試験結果報告等書類の提出ありの一部変更欄に掲げる額から3万円を減額する。複合の場合は、主たる機能を有する種類の端末機器についての手数料額から3万円を減額した額とする。

(*15) 専用通信回線設備等に接続される端末機器の内、端末設備等規則第34条の10の適用対象である場合は、2万円を加算する。